

「中小企業新事業活動促進法」に基づく新連携支援

■ 法律の目的

中小企業新事業活動促進法は利用者にとって分かりやすい施策体系を実現するために、①中小企業経営革新支援法②中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法③新事業創出促進法の3法律を整理統合するとともに、昨今の経済社会環境の変化を踏まえた施策体系の骨太化を図り、中小企業が連携を通じて行なう新たな事業活動を支援するために平成17年4月13日に改正されました。

■ 法律の概要

中小企業の新たな事業活動を促進するため、(1)創業、(2)経営革新、(3)新連携の取り組みを支援するとともに、(4)これらの新たな事業活動の促進に資する事業環境基盤の充実を図るために、所要の措置を講じることは本誌でも既にご案内しておりますが、今回はこのうち特に新連携についてご紹介いたします。

■ 新連携の促進

中小企業が異なる分野の中小企業、中堅・大企業、大学・研究機関、NPO等と連携し、それぞれの有する「強み」を相互に持ち寄って高付加価値の製品・サービスを創出する新たな事業（新連携）を支援します。

新連携の支援にあたっては、全国9ヵ所のブロックに設置された「新連携支援地域戦略会議」を中核として、事業計画の策定段階から市場化に至るまでの一貫した支援を行い、地域中小企業の活性化を図ります。

また、連携体の規約作成・システム構築や販路開拓等の経費の補助、中小企業金融公庫等の政府系金融機関による低利融資、中小企業信用保証や中小企業投資育成株式会社法の特例による資金調達の円滑化、設備投資減税の措置などにより新連携事業を幅広く支援します。

■ 新連携事業

昨今の我が国を取り巻く経済環境は、グローバル化の進展と市場競争の激化、先端分野におけるめざましい技術革新等大きな変化の中にあります。その中で、中小企業においては、ビジネス時間軸の短縮化とスピード経営の必要性、非系列化と「機能発注」の増大による市場環境に応じた柔軟な連携が必要となっております。このため、中小企業が他者と連携して、相互に経営資源を補完しあい、高い付加価値を実現しうる「新連携」を支援します。

新連携（中小企業新事業活動促進法では、「異分野連携新事業分野開拓」という）とは、その行なう事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう）を有効に組み合わせ、新事業活動を行なうことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいいます。

対象は、代表企業を含めて2社以上の異分野の中小企業者（他に組合、大学、研究機関、大企業、NPOなどを含むことができる）で連携して、新たな事業活動に取り組む者です。（参加する営利企業のうち、企業数、あるいは事業費等で勘案した実質的な事業に対する貢献度合いで中小企業の占める割合が半数以下の場合は、支援対象外）

新連携の支援にあたっては、各地域に設置された新連携支援地域戦略事務局が中核となって、連携体の発掘、事業化に向けた連携体の構築整備、市場化を見据えた新たな連携支援等を行っており、「申請」に向けた幅広い支援を行います。ビジネスに精通した経営の専門家を戦略会議に設置し、連携して市場化を目指した販路開拓等のサポートを行なっていきます。

(1)新連携事業の要件

新連携事業の計画内容については、異分野の事業者が経営資源を有効に組み合わせて、新事業活動を行なうことにより、新たな事業分野の開拓を図るものであることが必要です。

異分野とは日本標準産業分類における細分類（4桁）が異なるもの。ただし、同分類でも、もちろん経営資源が異なれば、異分野とします。

- 「新事業活動」は次のように定義されます。
 - ① 新商品の開発又は生産
 - ② 新役務の開発又は提供
 - ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
 - ④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動
- ここでの「新たな」とは、地域や業種を勘案して新しい事業活動をさしています。ただし、当該地域や業種において、既に相当程度普及している技術・方式の導入等及び研究開発段階にとどまる事業については支援対象外とします。
- 「新事業分野開拓」とは市場において事業を成立させることです。「需要が相当程度開拓させること」が必要で、具体的な販売活動が計画されているなど事業として成り立つ可能性が高く、継続的に事業として成立することが求められます。
- 「計画期間」は3～5年です。
- 財務面では「新事業活動」により持続的なキャッシュフローを確保し、10年以内に融資返済や投資回収が可能なものであり、資金調達コストを含め一定の利益を上げることが必要です。

(2)連携体の条件

- ① 中核となる中小企業が存在すること。
- ② 2以上の中小企業が参加すること。
- ③ 参加事業者間で規約等により役割分担、責任体制が明確化していること。

(3)新連携手続：計画認定の手続きフロー

- ①県・中央会等への問い合わせ ⇒②異分野連携新事業分野開拓計画の申請書等の作成準備 ⇒③経済産業局、県等への申請書の提出 ⇒④経済産業局長、知事の承認 ⇒⑤事業化・市場化までの支援

■お問い合わせ先

- | | |
|--|-------------------|
| <input type="checkbox"/> 関東経済産業局産業振興部中小企業課・計画係 | TEL. 048-600-0322 |
| <input type="checkbox"/> 千葉県商工労働部経営支援課・経営支援室 | TEL. 043-223-2712 |
| <input type="checkbox"/> 千葉県産業振興センター経営支援部経営革新室 | TEL. 043-244-2110 |
| <input type="checkbox"/> 千葉県中小企業団体中央会連携支援部 | TEL. 043-242-3277 |